

総社市告示第17号

総社市交通安全指導員設置要綱（平成17年総社市告示第76号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(採用) 第4条 交通安全指導員の採用基準は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 心身が健康で視力、聴力ともに正常な者であること。 2 略</p>	<p>(採用) 第4条 交通安全指導員の採用基準は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 心身が健康で視力、聴力、<u>色覚</u>ともに正常な者であること。 2 略</p>

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。